

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

号 外 (九) 令 和 五 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

捺印	母	妻	遺 妻 債 務 者	遺 妻 保 証 人	法 定 代 理 人

び「㉑」を削り、同様式注意三中「㉒及び捺印」を「㉒」に改める。

別記第一号様式の二、別記第二号様式及び別記第四号様式中「㉓」を削る。

別記第五号様式中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改める。

別記第七号様式、別記第九号様式及び別記第十号様式中「㉗」を削る。

別記第十四号様式の二中「㉘」を削り、

債 務 残 額 (元利合計)	田
-------------------	---

を

及

備 上 債 月	額 (元利合計)	円	年 月
繰 上 債 月			

注 繰上債還付月欄には、繰上債還をしようとする年月を記載すること。
改め。

別記第十五号様式から別記第十五号様式の三までの規定中「㉑」を削る。

別記第十六号様式中「㉒」を削り、同様式注二中「印鑑証明書及び」を削る。

別記第十七号様式中「㉓」を削り、同様式注三を削る。

別記第十九号様式、別記第二十二号様式、別記第二十五号様式及び別記第二十六号様式
中「㉔」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

令和五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社